



定例議会に提出する条例（案）の 構成等について



子ども部子育て対策課
子ども政策室



◆ 条例の制定について



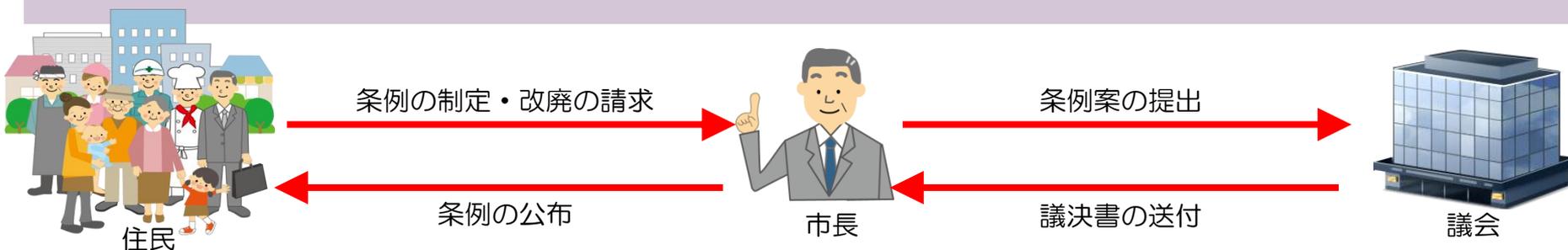
用語の定義

条例

地方自治法第14条第1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

※ 第2条第2項の事務・・・地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される**自治立法**であり、**国の法令に違反しない範囲**で定める。**議会の議決が必要**となる。



規則

地方自治法第15条第1項 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

規則とは、条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で**地方公共団体の長が定める**。議会の議決を必要としない。



◆ 今議会に提出する条例（案）の構成



1 条例名及び制定理由

	制定理由
<p>古河市 特定教育・保育等の利用に関する条例 （新規制定）</p>	<p>「子ども・子育て支援法」の制定に伴い、保育の必要性の基準を定めるとともに、特定教育・保育等を利用する場合における利用料の徴収について規定するため、当該条例を制定する。なお、「古河市保育の実施に関する条例」は、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」では対応できないため廃止する。</p>
<p>古河市保育所設置条例 （改正）</p>	<p>保育ニーズへの適正な対応のため、古河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第22条（利用定員の遵守）に基づき、第2保育所、第3保育所、関戸保育所の定員を各10名増員する。</p>
<p>古河市 放課後児童対策事業実施条例 （改正）</p>	<p>「保育に欠ける」（第4条（1））の語は、改正後の児童福祉法では用いられないことから、児童福祉法の規定表現に倣い、「保育を必要とする」の表現に統一する。</p>
<p>古河市 ファミリー・サポート・センターの 設置及び管理に関する条例 （改正）</p>	<p>古河市ファミリー・サポート・センターの託児利用料金は、古河市の保育料を基本に設定しているが、保育料（利用者負担額）が平成27年度に改正になることにより、古河市ファミリー・サポート・センターの託児サービス利用料金を改正する。</p>

◆ 新制度に伴う規則の改正（案）



関連する上位法と改正内容

 上位法	改正内容 
子ども・子育て支援法	利用者負担額（保育料） <ul style="list-style-type: none"> 古河市保育の実施に関する条例 同条例施行規則 <ul style="list-style-type: none"> → 古河市特定教育・保育等の利用に関する条例 → 同条例施行規則
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（＝認定こども園法）	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に規定する市内の幼稚園 児童福祉法に規定する市内の保育所 認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園
児童福祉法 	<ul style="list-style-type: none"> 保育の実施 → 保育の利用 保育に欠ける → 保育を必要とする
その他 	<児童手当法> 条ずれへの対応 <ul style="list-style-type: none"> → 古河市児童手当事務処理規則 <母子保健法> 引用条文の変更等 <ul style="list-style-type: none"> → 古河市妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要綱 → 古河市水道事業就業規則